

第1号様式（第3条関係）

大分県大家畜（養豚）特別支援資金利子補給契約書

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける大分県大家畜（養豚）特別支援資金利子補給金交付要綱（平成20年10月1日付け団指金第1059号。以下「交付要綱」という。）第2条に規定する資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、交付要綱第3条の規定により次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙の融資に係る大分県大家畜（養豚）特別支援資金利子補給事業実施要綱第1条で定める畜産特別支援資金（以下「本資金」という。）につき、交付要綱の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書（大分県大家畜（養豚）特別支援資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第2の2に定める第8号様式）に基づき、甲が利子補給承認通知書（事務処理要領第3に定める第9号様式）を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認通知書の交付を受けたときは、利子補給承認の日から1ヶ月以内に貸付けを行わなければならない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書（事務処理要領第7の1に定める第20号様式）に基づき、甲が利子補給変更承認通知書（事務処理要領第7の2に定める第21号様式）を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったときは、貸付けを行った日から10日以内に、また前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4条の規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金の交付を受けようとするときは、交付要綱第4条に規定する利子補給金については、翌年1月31日までに利子補給金交付申請書を甲に提出するものとする。

第8条 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの

期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から12月31日までの期間について、第7条に規定する利子補給金交付申請書に添付し、甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者が、その借入金を借入の目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 甲は、乙の責に帰するべき事由により、乙が実施要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めない事項については、甲乙両者の協議によって定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印してそれぞれ1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

大分市大手町3丁目1-1

甲 大分県知事

住 所

乙 融資機関名

代表者名